

EUの施策概要

■ 施策枠組

総合計画

- 海洋戦略枠組み指令 (詳細①)
- 新循環経済行動計画 (詳細②)
- 欧州プラスチック戦略 (詳細③)
- 大気・水・土壌汚染ゼロ行動計画 (詳細④)

基本法制度 拡大生産者責任 (EPR)

- 容器包装廃棄物指令の見直し (詳細⑤)
- プラ袋削減指令 (詳細⑥)
- 特定プラ製品環境負荷削減指令 (EPR制度含む
詳細⑦)

■ 資源循環

リデュース

- 使い捨てプラ製品の販売禁止
- 飲料及び食品容器・軽量レジ袋の削減目標設定

リユース リサイクル

- 再生プラ含有率をPETボトルは2025年
以降25%以上、その他のプラボトルは
2030年以降30%以上 (詳細⑧)
- リサイクルされなかったプラスチックへの課税 (詳細⑨)

マイクロ ビーズ

- マイクロビーズを含む化粧品等の禁止
(REACH改正、2021年中旬を目指す)

代替素材

- 酸化型分解性プラ製品の禁止
- 民間による堆肥化可能プラ使用基準の設定

公共調達

- グリーン公共調達による廃プラ削減の
ための手引書 (2014)

■ 適正処理

廃棄物処理 体制

- 廃棄物ヒエラルキーの強化、都市ごみリサイクルの向上、分別回収ルール、埋め立ての段階的廃止、港湾受入施設指令 (詳細⑩)

流出防止

- 下水処理場の整備 (都市排水指令)

ごみ回収

- #EUBeachCleanup(清掃活動)
- 漁具の処理費用負担にEPRを導入 (使い捨てプラ製品禁止指令)

■ 横断的取組

技術開発

- 研究・イノベーション資金助成プログラム
「Horizon Europe」 (詳細⑪)
- 欧州海洋漁業基金(EMFF)によるプロジェクト

普及啓発 官民協力

- プラ産業界の連携(Plastics 2030, EU
Circular Plastics Alliance) (詳細⑬)
- European Plastics Pact (詳細⑭)

科学的知見 の蓄積

- 海洋戦略枠組み指令に基づく欧州委員会によるEU諸国のアセスメント (2018)
- European Digital Twin of the Ocean
(詳細⑫)

国際協力

- 地域海条約, G7, G20, バーゼル条約, UNEA, FAO, IMO等に協力
- 国際海洋ガバナンスアジェンダの採択

① EU : 海洋戦略枠組み指令

欧州の海洋環境において、2020年までに「良い環境状況」(Good Environmental Status; GES)を達成すること、海洋経済・社会活動の資源基盤を保護することを目標としている。加盟国にそれぞれの海洋戦略の策定を求める。

策定年・期間

2008年策定

目標・進捗

- 2020年までにGESを達成することが目標として掲げられている。GESの達成は、附属書IIに掲げられている11項目の定性的記述に基づき判断される（「海洋ごみの属性及びその量が沿岸及び海洋の環境に害を及ぼさないものであること」のほか、漁業活動や海床の保全状態に関する項目がある）。
- 2020年6月には評価報告書が公表され、海洋ごみに関する研究の促進や加盟国間の共同での取組が成果として報告された一方、データの比較性の確保等が課題として挙げられた。

対策

- **進捗確認**：適応型管理アプローチを採用しているため、各国は海洋戦略を更新し、6年毎にレビュー。また、海洋戦略の中でモニタリングプログラムを設置し、GES達成のための目標値の評価及び更新を行う。
- **科学的知見**：各国は既存データを考慮し初期評価を行い、海洋環境の現況や物理・化学・生物的特徴や、環境に対する圧力（プレッシャー）や影響を分析。
- **マルチステークホルダー**：海洋地域やサブ地域に隣接している国は、海洋戦略が地域を通して共通のアプローチを採用することを目標に協力し、適切な場合は地域海計画（Regional Seas Convention)を含む既存地域協力枠組みを活用。
- **資金・技術**：実施は既存のコミュニティー資金手段によりサポート、またEUの既存資金手段により各国の活動を共同出資。

② EU : 新循環経済行動計画

欧州グリーン・ディールの一環であり、新産業戦略の一部をなす。主要バリューチェーンのライフサイクル（設計、製造、消費、修理、再利用、リサイクル・廃棄）をより循環的なものとするための各種規制やイニシアティブをとりまとめたもの。

開始年

2020年3月（本計画は第2次計画、前計画は2015年より）

施策的枠組み

- **設計段階**：エコデザイン指令の拡大により製品の耐久性・再使用可能性・アップグレード可能性・修理可能性の向上、有害化学物質の使用抑制、省エネ・省資源化、リサイクル材料含有率の増加、使い捨ての制限等。「サービスとしての製品」モデルの普及。
- **消費段階**：ラベル表示の改善。グリーンウォッシュ・短寿命製品対策の実施。消費者の「修理権（right to repair）」の創設。
- **製造段階**：産業排出指令が定めるBAT（Best Available Technique）参照文書への循環経済活動の反映。産業界引率の報告・認証システムの開発。中小企業戦略の下で、中小企業間のコラボレーション・知見共有を推進。

対策

- **包装**：2030年までに全包装の再使用・リサイクルを目指す。目標設定等により過剰包装・廃棄物を削減。複数の材料の使用制限を検討。包装に関する義務的要求事項の強化（過剰包装や包装廃棄物の削減、包装の再使用・リサイクル可能性の向上に向けた設計の推進、複雑な包装素材の制限の検討）。
- **プラスチック**：包装容器、建設材料、及び自動車等主要製品におけるリサイクル材使用と廃棄物削減措置の義務的要求事項の提案。マイクロプラスチックの意図的使用の禁止及び非意図的排出の抑制対策（捕集量増大含む）。バイオ由来及び生分解性プラスチックに関する表示義務や使用条件を特定。「特定プラスチック製品の環境影響削減に関する指令」：対象とする製品の解釈の統一化、タバコ・コップ・ウェットティッシュのラベリングに関する措置の実施、製品に繋ぎ止められるテザーキャップの導入、使い捨てプラスチック製品及び漁具に関する新しい指令の適時の実施、製品中リサイクル素材量の計測ルール構築。
- **繊維**：EU繊維戦略（EU Strategy for Textiles）を策定し、繊維製品が循環的に使用されるためのエコデザイン、再使用・修繕サービスへのアクセス向上、サービスとしての製品モデル、イノベーション等を通じた分別、再使用、リサイクルの推進。
- **廃棄物**：2030年までにリサイクルされない一般廃棄物を半減させるために、特定の廃棄物経路における廃棄物削減目標の設定、EPRスキームの促進。
- **リサイクル**：統一化された廃棄物の分別収集システム、ごみ箱の色統一、主要な廃棄物の統一化された印、情報キャンペーン等。
- **二次原材料**：市場向上のため、廃棄物の最終段階（end-of-waste）に関する基準の拡大、基準化、主要な二次原材料の市場観察を行うことの検討。
- **廃棄物の輸出**：EU内での再利用・リサイクルの推進、廃棄物の輸出ルールの見直し、国際協力を通じた不法輸出の防止。

③ EU : 欧州プラスチック戦略

2015年に発表した「循環型経済パッケージ」行動計画の中のプラスチック分野の施策。循環経済への移行に向けた、プラスチックのより持続可能で安全な消費と生産方法の支援が目的。

策定年・期間 2018年策定

目標等

- 2つのビジョンと14の目標がある。2030年の具体的な数値目標は以下のとおり：
 - EUに上市する全てのプラ製容器包装は、費用効果的な方法でリユース又はリサイクル可能にする。
 - 欧州で発生した廃プラの半分以上をリサイクルする。
 - EUのプラ分別回収・リサイクル能力を2015年比で4倍に拡充・近代化、欧州域内で20万人の新雇用創出。

対策

- **リサイクルの経済性と質の改善**：リサイクルを容易とする製品設計、廃プラの分別回収の拡大・改善、分別リサイクル能力の拡大・近代化、再生プラ及び再生可能プラの市場拡大
- **廃プラと投げ捨てごみの抑制**：使い捨てプラの削減、海洋ごみの海上発生源への取組、海洋ごみの効果的な監視と海洋ごみの抑制、堆肥化可能・生分解性プラの定義及びラベリング、マイクロプラスチック汚染の抑制
- **循環型ソリューションに向けた投資と技術革新**：バリューチェーンにおける投資・技術革新の促進
- **国際的な取組**：主要地域に注目したプラ汚染の防止・削減対策、多国間のプラ関連活動の支援、非EU諸国との二国間協力、国際貿易における分別廃プラ・再生プラの国際基準やリサイクル施設の認証体系の開発支援、輸出廃プラのEU廃棄物輸送規制の遵守の徹底

④ EU : 大気・水・土壌汚染ゼロ行動計画

2021年にEUで採択された、大気・水・土壌の汚染を無害と考えられるレベルにまで下げる行動計画。その中にプラスチックごみの削減目標が定められている。

策定年

2021年5月12日採択

目標等

プラスチックに関しては、2030年までに

- 海洋におけるプラスチックを50%削減
- 環境中に排出されるマイクロプラスチックを30%削減

対策

<海洋プラスチック削減>

- 目標達成には、既存の法令等の遵守に起因する消費の変化が必要
- プラスチックの使用と廃棄を減らし、循環型経済を促進する取組みの組合せによって目標は達成される
- 海洋戦略枠組み指令で義務付けられている海岸ごみのモニタリングによって、進捗状況の追跡が可能

<マイクロプラスチック削減>

- 2018年の欧州委員会調査によると、ペレット、タイヤ、繊維製品に対する対策を組み合わせれば、表流水に排出されるマイクロプラスチックの量を、2035年までに30%削減することは可能
- 欧州化学品庁の分析では、REACH規則の下で、マイクロプラスチックの製品への意図的な使用に対する対策が適切に取られれば、今後20年でマイクロプラスチックの排出量を60%削減することが可能

⑤ EU : 容器包装廃棄物指令の見直し

包装、建設資材、自動車等の主要なプラスチック製品について、再生材料の含有率を義務付けることを新たに提案

目標・期限

具体的な含有率や期限については、2022年の第1四半期に公表予定。
※プラスチック産業団体からは、2030年までに再生材料含有率30%とすることが提案されている。

内容

- 本目標の達成にはケミカルリサイクルが重要と考えられている。
- プラスチック産業団体の会員は、2025年までに26億ユーロ、2030年までに72億ユーロの投資を計画している。
- その他、新たな思考、行動変化、エコなデザインの革新、新たなインフラ等が重要と考えられている。
- ケミカルリサイクルのみならず、メカニカルリサイクルによっても、あらゆる廃棄物資源から再生材料が得られるようにすることを目指す。

⑥ EU : プラスチック袋の削減指令

プラスチック袋の削減指令は、容器包装廃棄物指令を改正したもの。
EU加盟国に対して、軽量プラスチック袋の削減目標や有料化を段階的に課し、リサイクルが進まない軽量プラスチック袋の削減を目指す。

開始年・期間 2015年5月26日施行 加盟国は2016年11月27日までに国内法の制定が必要

対象

- 厚さ50 μ m未満の軽量プラスチック袋。15 μ mより薄く食品ロスを抑えるため衛生目的で使われる超軽量プラ袋は対象外

内容

- EU加盟国は、軽量プラスチック袋の消費における持続的削減を達成するための措置を講じること。
 - 年間一人当たりの軽量プラ袋の消費は90枚以下(2019年12月31日までに)→年間報告量の報告を取りまとめて措置の評価報告書を2021年末までに作成予定
 - 同様の効果的手段がない限り、商品の販売時点で有料化(2018年12月31日までに)→2020年7月時点で禁止した国は8か国、有料化した国は20か国(スペイン、ギリシャは禁止と有料化)
- EU加盟国は、欧州委員会に対して軽量プラ製袋の年間消費量を報告(2018年5月27日以降)→欧州委員会が加盟国の報告を取りまとめて措置の評価報告書を2021年末までに作成予定
- 欧州委員会は、年間一人当たりの軽量プラ袋消費量の算出方法等の施行規則を採択(2016年5月27日までに)→2018年6月19日に採択
- 欧州委員会は、生分解性・堆肥化可能袋のラベル・マークの仕様に関する施行規則を採択、また、酸化型分解性プラ袋の環境への影響調査、及び超軽量プラ袋の消費削減に向けた他の方法を検討、必要に応じて立案をする(2017年5月27日までに)。更に、2021年11月27日までに本法律の効果を検証し、必要に応じて対策を検討する。→ラベル・マークの仕様については、プラスチック戦略の中で作業を進めると記載。特定プラ製品環境負荷削減指令により、酸化型分解プラは流通禁止、超軽量プラ袋にはEPRを適用

⑦ EU : 特定プラ製品環境負荷削減指令

環境影響の抑制・削減、循環経済への転換等を目的として、使い捨てプラ製品（砂浜で見られる上位10製品）、酸化型分解性プラ製品、プラ含有漁具を対象に規制。

開始年・期間 2019年7月2日施行、加盟国は2021年7月3日までに国内法の制定が必要

対象

- 使い捨てプラ製品：カトラリー(ナイフ、フォーク、スプーン、箸)、皿、ストロー、綿棒、マドラー、風船の棒
- 発泡スチロール製の食品容器、酸化型分解性プラ製品、及び漁具

内容

- 流通禁止：使い捨てプラ製品、発泡スチロール製の食品容器、酸化型分解性プラ製品
- 消費削減：飲料カップ(カバー・蓋を含む)・食品容器。加盟国は2026年の削減目標(2022年比)の設定が必要
- 分別収集：飲料ボトルを2025年までに77%、2029年までに90%回収
- 設計要件：飲料ボトルに再生材を2025年までに25%以上(PET)、2030年までに30%(全種)利用
- EPR：飲料ボトル・食品容器・食品包装材(お菓子の袋や外装など)・軽量レジ袋・フィルター付きたばこ等の回収・データ集・意識向上のための費用負担、漁具に対する取組みとEU回収目標のための監視・評価

実績

- 仏は国内法により段階的禁止を開始：皿・カップ・綿棒(2020年1月1日～)、ストロー・カトラリー(2021年1月1日～)
- 2021年7月3日から、EU加盟各国において、一部適用開始(カトラリー、皿、ストロー、綿棒、マドラー、風船の棒、発泡スチロール製食品容器・飲料容器・飲料用カップ、酸化型分解性プラ製品)
- 2021年5月31日に、解釈や実施に関するガイドラインを発表

⑦ EU : 使い捨てプラスチック製品のEPR

プラ製品の製造・販売・輸入者に、普及啓発や投げ捨てごみの清掃・処理費用、漁具廃棄物の分別・処理費用の負担を求めるEPRスキームを確立（特定プラ製品環境負荷削減指令）

開始年・期間

2019年7月2日施行、加盟国は2021年7月3日までに国内法の制定が必要

対象

- 販売手段を問わず（遠隔契約を含む）、使い捨てプラ製品、充填された使い捨てプラ製品又はプラ含有漁具を営利目的で製造、充填、販売又は輸入、及びEU加盟国に上市する自然人又は法人（漁業活動は除く）。

内容

- 食品容器・食品包装材・飲料ボトル・飲料カップ・軽量プラ袋：普及啓発費用、当該製品廃棄物の公共の収集・処理費用、及び当該製品から生じる投げ捨てごみの公共清掃・処理費用の負担。
- ティッシュ・風船、フィルター付きたばこ・たばこ用フィルター：普及啓発費用、当該製品から生じる投げ捨てごみの公共清掃・処理の費用の負担。フィルター付きたばこ・たばこ用フィルターに関しては、公共の収集・処理費用も負担。
- プラ含有漁具：普及啓発費用、及び「船舶廃棄物港湾受け入れ施設指令(2019/883)」に基づく適切な港湾受け入れ施設又は当該施設の範囲外の同等の収集システムに搬送されたプラ含有漁具の分別収集・処理費用の負担。2024年12月31日以前にプラ含有漁業・養殖業用具の製造者によるEPRスキームの導入予定。漁具（市場に流通したものと廃棄物として回収されたもの）のモニタリング及び報告の義務化。加盟国は漁具の国家回収目標値を設定し、その後EU全域の回収目標値が設定される予定。漁具の循環デザインの統一化された基準の作成。

実績

加盟国は2024年12月31日(包装材・外)は2023年1月5日)までにEPR費用負担スキームを確立することが必要

⑧ EU : 飲料ボトルの再生材利用率基準

使い捨てプラスチック禁止指令（特定プラスチック製品の環境影響削減指令：EU 2019/904）において、製品の要求事項として飲料ボトルの再生材利用率を規定。

開始年・期間

PETボトルは2025年以降、その他プラスチック飲料ボトルは2030年以降

対象

容量が最大3リットルの飲料ボトル。ガラス又は金属製の飲料ボトルでキャップやふたがプラスチックのもの、特定の医療食（液状物）用飲料ボトルは対象外。

内容

- PETボトル：主要な構成材料としてPETが使用されている飲料ボトルは、2025年以降再生プラスチックを25%以上含むこと。これはEU加盟国内の市場に流通している全てのPETボトルの再生プラスチック含有率平均値で計算される。
- その他プラスチックボトル：対象となる飲料ボトルは、2030年以降再生プラスチックを30%以上含むこと。これはEU加盟国内の市場に流通している全ての対象飲料ボトルの再生プラスチック含有率平均値で計算される。

* 2022年1月1日までに、欧州委員会が、再生プラスチック含有率目標を算出し、検証するための規則を採択することになっている。

⑨ EU : リサイクルされなかったプラスチックへの課税

EU復興基金の新たな独自財源として、リサイクルされなかったプラスチック量に基づいて加盟国に分担金を課す制度

開始年・期間

2021年1月開始

対象

各国のプラスチック容器包装廃棄物の重量に応じて、国に対して課税
* プラスチックを廃棄する消費者や事業者、又は容器包装メーカーではない

内容

- EU加盟国内でリサイクルされなかったプラスチック容器包装廃棄物の重量に基づいて課金量を計算
- 当該課金量をEUに支払
- 課金を国がどのようにカバーするかは、各国が決定

⑩ EU : 港湾受入施設指令 (EU 2019/883)

インセンティブや取締り措置の導入により、港での廃棄物受け入れ施設への廃棄物搬入を増加させることを目的としている。循環経済の原則に沿って船舶からのプラスチックを含む廃棄物に関する包括的な枠組みを作成し、これらの廃棄物を適正に管理する受け入れ施設が存在することを担保する。

開始年・期間 2019年4月17日発行

対象

船舶からの全ての廃棄物。漁業及びレクリエーション部門を含む海運業由来の海洋ごみに焦点を当てている。

内容

- 廃棄物指令 (2008/98/EC) に従って港受け入れ施設は船舶からの廃棄物を環境上適正な処理 (ESM) により管理する。
- 加盟国は、廃棄物の再使用及びリサイクルを促進するために分別回収を担保する。
- 全ての港は廃棄物受入・処理計画を導入する。船舶は担当機関に「廃棄物事前通知」を届け出する (附属書2の書式)。受け入れ後は港受け入れ施設又は港管理局が「廃棄物搬入領収書」を配布する (附属書3の書式)。
- 廃棄物 (MARPOL 附属書V に該当するもの) の搬入量に関わらず、搬入者に100%間接的な費用を支払うことで搬入のインセンティブを与えている。全ての船舶に、廃棄された漁具や受動的に引き上げたごみを含む全ての廃棄物を搬入する権利が与えられている。

⑪ EU : Horizon Europe

2010年に発表されたEU中長期成長戦略Europe2020に沿った欧州研究・イノベーションの枠組み計画。海洋ごみの抑制及びその影響削減、知見の強化、市民への情報提供に関する研究にも資金を提供。

開始年・期間 2014年1月(本計画は第7次計画, 第1次計画は1984年より), 7年間(2014年~2020年)

対象

- 3つのカテゴリー：①EU研究資金がでるEU加盟国、②EU研究資金がでる可能性があるEU関連国(EUの研究プログラムへの資金貢献を盛り込んだ科学技術協力協定を締結した国)、EU候補国(EU加盟交渉中の国)、発展途上国、③資金持ちより(EU研究資金はでない)の先進国・成長国(日・米を含む6カ国に露・中など5国が加わり計11カ国)
- ③がEU研究資金を得るには、EUの共同プロジェクトに参加又はEUから「特例」と認められなければならない。

内容

- 2014-2020年における、海洋ごみ発生抑制及び環境影響の削減に関するプロジェクトとしては以下のほか、マイクロ・ナノプラスチックの人体影響の理解、プラ汚染のモニタリング及び評価方法の調和に関するものがある。
 - TOPIOS(Tracking Of Plastic In Our Seas) : プラスチックの海洋流出を追跡する包括的モデルの構築
 - SeaChange : 欧州市民のエンパワメントによる健全な海洋・コミュニティのための行動の誘発
 - ResponSeable : 欧州市民が海洋に与える影響及び海洋から得る便益についての理解を深め、意識を啓発
- 2021-2027年においては、EUミッションの一つとして、海洋及び内陸水路に関する研究分野が掲げられ、海洋、内陸、沿岸生態系の保全と回復、海洋ごみを含む汚染防止のための知見及び理解の強化が予定されている。

実績

マイクロ・ナノプラスチックの人体影響の理解には25M€、プラ汚染のモニタリング及び評価方法の調和には200万€提供

⑫ EU : European Digital Twin of the Ocean

過去及びリアルタイムデータを使用し、海洋環境の過去から現在の観測状況や、将来の環境状況をモデリングするツール。Horizon Europeのミッションの一つである「海洋及び水域の回復」の構成要素の「デジタル海洋情報システム」の主要な活動。

開始年・期間

不明。2022年2月9日～11日のOne Ocean Summitで公表・発足。

対象

- **海洋環境の分析対象** : 物理的、化学的、生物学的、社会生態的、及び経済的側面
- **使用者** : 研究者、民間企業、自治体、市民

内容

- **目的** : 使用者の要求に合わせた、双方向の海洋環境に関する可視化ツールを提供することで、海洋・沿岸生息地の回復や、持続可能なブルー経済の促進、気候変動の緩和と適応策の支援
- **特徴・内容** : 海洋環境に関するビッグデータ、海洋システムの要素を表現した科学モデル、参加型のバーチャル環境（情報・ツールへのアクセス、データの共有）
- **開発予算** : 1300万ユーロの予算を確保。

※ Digital Twin（デジタルツイン）とは、実在するものやプロセスをデジタル世界で表現しているもので、基本的な「海洋のデジタルツイン」（DTO）に、多様なカスタマイズされた適用方法や、「ローカルツイン」のプラグインを可能にすることにより、使用者の優先事項に関する情報提供が可能となる。

⑬ EU : Plastics 2030 (業界の自主的コミットメント)



PlasticsEurope (欧州プラスチック工業連盟、加盟企業は欧州の全ポリマー90%以上を生産)が、プラスチックの資源効率を高め、循環型資源を確立する自主的コミットメントとして「Plastics 2030」を2018年に表明。

開始年・期間

- 2018年1月発表

対象

- PlasticsEurope, ECVM(PVC), PCEP(ポリオレフィン), SSC(スチレン系樹脂)の製造業界団体とそれら加盟企業

内容

- 包括的目標と一般的な関与：
 - 環境へのプラスチック流入防止：環境中で最も発見されるプラの特定と排出防止、Operation Clean Sweepへの署名
 - 有効な資源活用とプラスチック容器包装の循環を改善：代替材料の研究を加速、製品ライフサイクル目録（3年毎に更新）、プラの循環性を含む廃棄物データ収集、プラ容器包装のエコデザインの指針（2020年までに）、選別されたプラの品質基準の規格化を支援
- 具体的な目標：
 - プラスチック業界内外の関与を拡大
 - 製品のライフサイクル全般の革新を加速
 - 2040年までにEU及びノルウェー、スイスにおいてプラ容器包装を100%リユース、リサイクル又は回収。2030年までにプラ容器包装のリユースとリサイクルを60%まで引き上げる。
- 業界固有の関与：ポリオレフィン、スチレン系樹脂、及びPVC業界の自主的な関与を設定
- 国際活動：Global Plastic Allianceに参加、UNEP・G7/G20の活動に協力

実績

PlasticsEurope, ECVM, PCEP, SSC運営委員会が「Plastics 2030」に署名（2018年1月11日付）

⑬ EU : Circular Plastics Alliance (CPA)



欧州プラスチック戦略を受けて発足。欧州プラスチック利害関係者による自主的誓約に基づく取組により、2025年までにEU市場において1,000万トンの再生プラスチックを新製品に採用することを目標とする。

開始年・期間

2018年発足

対象

欧州のプラスチックバリューチェーンで活動する産業（産業団体、製造業、小売業、リサイクル業者、廃棄物収集業者など）、学界、公的機関又はその他の官民利害関係者

内容

- 設計：プラ製品のリサイクルに向けた設計指針の作成、リサイクル政党に基づくCEN及び産業企画の改訂、更なるリサイクルのポテンシャルの特定と必要な設備投資のマッピング
- 収集・選別：公的機関に廃プラの埋立廃絶を要請、意識啓発の取組を要請、分別収集の枠組み構築、未開発の潜在性を特定、更なるリサイクルのポテンシャルの特定と必要な設備投資のマッピング、分別廃プラの品質基準設定
- 再生プラの使用：再生プラ拡大のための法的・経済的・技術的障壁の特定、プラのリサイクルと再生プラの品質に関するガイドラインの作成
- R&D及び投資：収集、選別、リサイクル、変換に必要な投資と資金をマッピングし、投資に向けた技術的、経済的、規制上の課題をリストアップ
- モニタリング：廃プラの収集選別、再生及び製品化における投入・生産のモニタリングシステムを構築

実績

175以上の企業、政府、学界が署名（Circular Plastics Alliance ウェブサイト 2021年3月現在）

⑭ EU : European Plastics Pact

バリューチェーン全体の先駆的企業と政府が集結し、使い捨てプラスチック製品・包装容器の再使用及びリサイクルへの転換を促進することを目的にしたイニシアティブ。

開始年・期間 2020年3月6日発足

内容

バリューチェーンのパートナーと国境を越えて協力し、成果を報告し、以下の4つの目標を国レベルで達成するような行動をとることとしている。

- 目標① 再使用及びリサイクルに向けたデザイン：2025年までに上市される全てのプラスチック包装容器と使い捨てプラスチック製品は可能な限り再使用可能、或いはリサイクル可能になるようにデザインする。
- 目標② 責任あるプラスチックの使用：プラスチック包装容器と使い捨てプラスチック製品のより責任ある使用に移行し、2025年までにバージン（新規材料）プラスチック製品及び包装容器を20%以上（重量ベース）削減することを目指す。この削減量の内半分はプラスチックの絶対的な削減によるものである。
- 目標③ 収集、分別、リサイクル：2025年までに収集、分別、リサイクルのキャパシティーを25%以上増加させ、市場の再生プラスチックの需要に対応するレベルに達する。
- 目標④ 再生プラスチックの使用：2025年までに新規製品や包装容器における再生プラスチックの利用を増加させ、プラスチック使用企業の製品・包装容器類において平均で30%以上（重量ベース）の再生プラスチック利用率を達成する。

実績

15の政府機関、82社、32のその他団体（事業者団体含む）、10のNGOが加盟している（2020年11月現在）